

令和8年度 東三河県庁と愛知大学の連携講座運営支援業務 委託仕様書

1 事業名

令和8年度 東三河県庁と愛知大学の連携講座運営支援業務

2 事業目的

東三河県庁と愛知大学豊橋校舎は、双方が持つ人的資源、知的財産を十分に活用するべく、連携・協力に関する協定を2014年11月に締結している。

この協定に基づいた取組として、愛知大学の学生と東三河県庁職員が協働して、東三河地域における地域課題にフォーカスし、座学・フィールドワーク等で学んだことについてグループワークを通して深掘りし、適所でプレゼンを行いながら問題を解決する政策立案シミュレーションまで一貫して行う連携講座を実施する。

本取組により、学生が東三河の強みや魅力を深く知ることで、将来東三河に残って地域に貢献する人材の育成につながる。また、東三河県庁との協働を通して、公務員として働くことの魅力や意義の理解につなげてもらい、学生のキャリアデザインに生かすことができる。

本業務は、大学講座の開設・運営に係る東三河県庁や愛知大学、メンター、学生への支援等を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 大学講座の概要

講義名：キャリアデザイン特殊講義1

担当教員：愛知大学地域政策学部 戸田敏行教授

開講時期及びコマ数：令和8年度秋学期・全15回

（金曜日の1限目に豊橋校舎での開講を予定。なお、フィールドワークは講義外（土曜日または日曜日）に2回実施予定。）

対象及び定員：愛知大学豊橋校舎に通う学生（地域政策学部、文学部）24名

募集時期：令和8年7月～9月頃

選抜方法：今後、大学側と協議し決定

講座の趣旨：東三河地域の現状や直面している地域課題を学習し、「人口減少に向き合い、活力ある東三河」を目指すための「楽しく住み続けられる地域生活圏の形成」に向けた政策提案を行う。政策提案は、4グループ（学生6名を1グループとする）として、若手愛知県職員がメンターとして参加したグループワークで実施する。メンターが参加することで、地域課題の把握、原因分析、政策に基づく活動や行政等の仕組み

などの実践的な政策立案プロセスを体験することができる。また、メンターとの協働ワークから県職員の日常や公務員として働くことの魅力や意義を知ることができる。

5 大学講座のスケジュール

- ① オリエンテーション、メンター紹介、グループ内コミュニケーション
- ② 東三河振興ビジョンの理解（東三河の現状と課題、東三河振興の推進体制）
- ③ 東三河北部（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）のケーススタディ①－1
 - ・東三河北部の状況（過疎化、高齢化、産業、生活圏等）
- ④ 東三河北部のケーススタディ①－2
 - ・東三河北部の状況（豊川流域圏、森林整備、生活支援産業、移住・定住、空き家、軽トラ市、公共交通等）
- ⑤ フィールドワーク①の振り返り
 - ・東三河北部で行ったフィールドワーク①の振り返り
 - ・グループのテーマやテーマ間の関連等の発表
- ※東三河北部を対象としたフィールドワーク①は講義外で行う
- ⑥ 東三河南部（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）のケーススタディ②－1
 - ・東三河南部の状況（人口減少・少子化、外国人、産業、農業、製造業、三河港等）
- ⑦ 東三河南部のケーススタディ②－2
 - ・東三河南部の状況（子育て環境、外国人労働者と共生、若者流出、人材確保、農商工連携等）
- ⑧ フィールドワーク②の振り返り
 - ・東三河南部で行ったフィールドワーク②の振り返り
 - ・グループのテーマやテーマ間の関連等の発表
- ※東三河南部を対象としたフィールドワーク②は講義外で行う
- ⑨ 政策立案の論点整理
 - ・政策立案（現状をデータで把握→目標設定→立案）の事例学習とSWOT分析等によるテーマに関連した論点整理
 - ・「問題把握→原因究明→制度の課題抽出→制度への提案→効果の検討」で政策提案の方向性を検討
- ⑩ 政策提案の方向性共有と政策提案の暫定案の考案
 - ・各グループの政策提案の方向性の発表
 - ・方向性に基づき、暫定案について発表資料作り
- ⑪ 政策提案の暫定案の作成
 - ・方向性に基づき、暫定案について発表資料作り
- ⑫ 政策提案の暫定案の発表（中間発表）と共有

- ・暫定案の発表
 - ・発表に対するディスカッション
- ⑬ 政策提案の暫定案発表を踏まえた政策提案の作成
- ・暫定案の発表を踏まえ、政策提案にするためのディスカッション
 - ・成果報告とする政策提案の発表資料作り
- ⑭ 政策提案の作成と共有
- ・成果報告とする政策提案の発表資料作り
 - ・政策提案の概要を発表
- ⑮ 政策提案の共有、講義のまとめ
- ・成果発表会に向けての資料の最終調整
 - ・講義のまとめ

※ケーススタディ及びフィールドワークのテーマは変更になることがある。

※フィールドワークは講義外（土曜日もしくは日曜日）に計2回実施。

※外部に向けた成果発表会（令和9年1月中旬予定）あり。

6 事業内容

「2 事業目的」「4 大学講座の概要」「5 大学講座のスケジュール」を踏まえ、以下の内容を実施すること。事業にかかる一切の経費は委託料の中に含むこととする。

本事業は、国の「地域未来交付金」の活用も想定していることから、同交付金の制度要綱等を理解した上で実施すること。特に個人給付とならないよう留意し、支援対象外経費については、本委託業務外で対応すること。

（1）大学講座の計画準備

ア 愛知大学や県との調整会議（資料作成含む）

- ・大学講座の設計や運営に必要となる大学や県との調整会議を実施すること。時期や日程、会場の調整及び資料作成を含む。

イ 愛知大学との調整

- ・愛知大学の年間カリキュラムと大学講座を適切に連携させるため、愛知大学と必要な調整を行うこと。

ウ 大学講座の計画策定

- ・大学講座の目標やテーマを理解した上で、講座のタイムスケジュール等運営計画を策定すること。

エ 学生周知活動

- ・学生に広く周知するため、チラシを作成し、周知活動を実施すること。また、学生に向けた説明会を開催すること。説明会に必要な資料の作成を含む。

(2) 大学講座の実施

ア 講座内容に沿った教材の検討、作成

- ・大学講座の目標やテーマを理解し、学習効果を最大化できる教材を検討し、作成すること。作成にあたっては、大学の確認を受けること。

イ フィールドワーク先及び外部講師との調整

- ・フィールドワークのテーマを深く理解することができるフィールドワーク先を選定し、フィールドワーク先と調整すること。
- ・フィールドワークのテーマを熟知しており、学生に指導することができる外部講師を選定し、外部講師と調整すること。

ウ 大学講座の運営支援及びメンター・学生支援

- ・愛知大学に対して、大学講座の運営支援を行うこと。運営支援は、講義事前準備、講義資料作成、講義振り返りのとりまとめを含む。
- ・フィールドワークを講義外の土曜日もしくは日曜日に計2回実施すること。フィールドワークの開催準備、当日の運営、事後とりまとめを含む。
- ・フィールドワークの現場間移動中においても学生やメンターが意見交換を行うことができる手法を検討し、実施すること。
- ・メンターや学生に対して、プロジェクトワークのサポートや記録作成補助、データ整理等の学習支援を行うこと。

エ 成果発表会（仮称）の開催

- ・外部に向けた成果発表会（仮称）を講義外で1回実施すること。成果発表会（仮称）の開催準備、当日の運営、事後とりまとめを含む。
- ・成果発表会（仮称）を広く周知するため、周知活動を実施すること。

オ 大学講座実施結果とりまとめ

- ・大学講座の実施記録を作成すること。また、学生からのフィードバックを収集し、次年度以降の講座内容に反映できるようとりまとめること。
- ・大学講座を通じて知り得た情報（現場感覚や学生の価値観など）もとりまとめること。

(3) 学生のメンターとなる東三河県庁職員と大学及び学生との調整、サポート

- ・学生のメンターとなる東三河県庁職員と、愛知大学及び愛知大学学生との間で必要となる調整や支援を行うこと。

(4) 連携講座の記録作成

- ・連携講座の記録（動画、写真等）を作成すること。また、記録した動画の編集やコンテンツ作成など、Youtube等で公表できる動画を、愛知大学と検討の上作成すること。

(5) 令和9年度の計画策定

- ・令和9年度の実施内容を策定し、必要な調整を行うこと。

- ・地域の住民や企業、N P O等が参加できる取組のテーマや構成、実施方法について愛知大学と検討の上、計画を策定すること。

7 成果物

業務報告書

- (1)紙媒体 2部（正本1部、副本1部）
- (2)電子データ（県が指定する形式で作成すること）
- (3)その他、県が指示したもの

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 業務の進捗状況については、隨時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (7) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (10) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (11) 本業務については、国の地域未来交付金を活用する業務であることから、その趣旨に基づき実施にあたること。また、本業務に係る会計実施検査が行われる場合は、協力すること。
- (12) 契約終了後、5年間は本業務に関連書類を保管すること。
- (13) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。